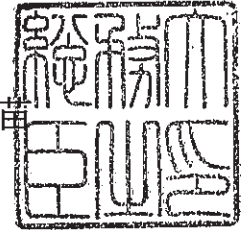




総 管 査 第 132 号
平成27年 5 月 25 日

農 林 水 産 大 臣 林 芳 正 殿

総 務 大 臣 山 本 早 苗



独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について
(通知)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」につ
いて、別添のとおり定めたので、通知する。

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成 27 年 5 月 25 日

総 務 大 臣 決 定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

記

1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 32 条、第 35 条の 6 及び第 35 条の 11 の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）によることとする。

2. 調達等合理化計画の策定等

（1）調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は、原則として毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。

イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、前年度までの取組に関する評価結果を踏まえ、随意契約に関する内部統制の確立や不祥事の発生防止のための当該年度における取組内容を、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

(2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

(1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。

(2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

5. その他

(1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。

(3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。